

第 1 0 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 7 月 6 日 (火)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第10回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年7月6日(火)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第25号 第8回及び第9回事務所の位置等検討小委員会について

報告第26号 第6回新町まちづくり計画検討小委員会について

報告第27号 第10回事務所の位置等検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第43号 議会関係事務事業の取扱いについて

協議第44号 財産の取扱い(その2)について

協議第45号 新町の事務所の位置について

協議第11号(継続)新町の名称について

6 その他

第11回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年7月14日(水) 13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項(予定)

協議第47号 建設関係事務事業の取扱いについて

協議第48号 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第49号 商工観光関係事務事業の取扱いについて

協議第50号 総務関係事務事業の取扱い(その2)について

協議第11号(継続)新町の名称について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	う え だ せ つ ろ う 上 田 節 郎	美方町長	副会長
	い わ つ き た け し 岩 槻 健	村岡町長	会 長
	ふ じ わ ら ひ さ つ く 藤 原 久 嗣	香住町長	副会長(職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	よ し だ の り あ き 吉 田 範 明	美方町議会議長	議長
	ほん じ ょ う し げ の ぶ 本 城 繁 信	美方町議会議員	
	た に ぶ ち え い い ち 谷 淵 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	い た さ か こ う じ 板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	う え だ た か し 上 田 孝	香住町議会議長	副議長
たちばな ひ で お 橘 秀 夫	香住町議会議員		
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	あ さ く ら と み ゆ き 朝 倉 富 征	美 方 町	
	い の う え い ち ろ う 井 上 一 郎		
	け ど き み ひ こ 毛 戸 公 彦		
	な か む ら は る や す 中 村 治 泰		
	み ず ま と く こ 水 間 徳 子		
	い し が き けん そ う 石 垣 健 三	村 岡 町	
	い の う え げ ん い ち 井 上 源 一		
	こ た に み ち こ 小 谷 道 子		
	に し お た か お 西 尾 高 雄	香 住 町	
	み よ し た だ お 三 好 忠 男		
	い と う ま こ と 伊 藤 誠		
お か だ ひ さ こ 岡 田 久 子			
し ば さ き か ず ひ で 柴 崎 一 秀			
な か む ら さ と る 中 村 暁			
む ら せ は る よ し 村 瀬 晴 好			
規約第9条第1項 顧 問	な か む ら し げ る 中 村 茂	兵庫県議会議員	
	ま る が み ひ ろ し 丸 上 博	兵庫県議会議員	
	に し む ら り ょ う じ 西 村 良 二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第25号	第8回及び第9回新町の事務所の位置等検討小委員会について	P 1 ~ P 4
報告第26号	第6回新町まちづくり計画検討小委員会について	P 5 ~ P 7
協議第43号	議会関係事務事業の取扱いについて	P 8 ~ P 11
協議第44号	住民関係事務事業の取扱いについて	P 12 ~ P 17
協議第45号	税務関係事務事業の取扱いについて	P 18 ~ P 19
協議第46号	財産の取扱い(その2)について	P 20 ~ P 22
協議第11号	(継続)新町の名称について	P 23 ~ P 26

報告第 2 5 号

第 8 回及び第 9 回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第 8 回及び第 9 回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成 1 6 年 7 月 6 日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

第 8 回及び第 9 回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第 8 回及び第 9 回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年6月14日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤 原 久 嗣

第8回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告
について

第8回新町の事務所の位置等検討小委員会を6月12日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

15名

(2) 協議事項

庁舎の位置について(継続)

(3) 協議経過

第7回小委員会において、庁舎の整備の他、均衡ある地域振興施策の展開をしていくための財政見通しについて、次回(第8回)の小委員会で協議することとしていたので、今回、事務局から県の指導を受けた合併後10年間の前期、後期の財政見通しが報告され、庁舎の整備等地域の重要課題となっている施策が取り組める財政運営が可能であるとの説明がなされた。

財政計画における起債制限比率の動向や一般財源ベースと事業費ベースの関連などの質疑、本庁機能の分散による庁舎整備費用の軽減等の意見が出されたなかで、庁舎の位置に関して、次回に村岡町案と香住町案の比較検討をし、絞りこんでいくこととした。

平成16年6月30日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤原 久 嗣

第9回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について

第9回新町の事務所の位置等検討小委員会を6月29日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(4) 出席者

14名

(5) 協議事項

庁舎の位置について(継続)

(6) 協議経過

村岡町長(岩槻委員)から次の意見が表明された。

- a 庁舎の位置については、人口規模や年齢構成、産業構造、商業活動、生産所得など地域経済の状況、市街地形成や道路網の拡充等、総合的な町づくりの観点から判断して、香住町がふさわしい。
- b 村岡庁舎に本庁機能の一部を分散し、農林、保健福祉、教育委員会及び電算センターの機能を配置してほしい。

これをもとに協議し、次の点が確認された。

- a 庁舎の位置については、人口規模や年齢構成、産業構造、商業活動、生産所得などの地域経済の状況、市街地形成や道路網の拡充等、総合的な町づくりの観点から判断して、最も中心的な役割を持つ香住町に本庁舎を置くこととし、美方町、村岡町にはそれぞれ支所を置く。
- b 本庁舎は、当面、現香住庁舎とするが移転が必要なため、香住町内の「地域高規格道路」香住IC周辺の適地に速やかに建設する。

- c 支所は住民サ - ビスの低下を招かないため、いわゆる「大きな支所」とし、それにふさわしい呼称を次回の小委員会で検討する。
- d 新町の海側地域と山側地域のバランスある発展を図るため、山側地域の中心的な支所に本庁機能の一部を分散して配置することとし、その具体的な部門については、次回の小委員会で検討する。
電算センターについては、現庁舎の有効活用の面から、村岡庁舎内に設置する。
- e 各町の最重点課題として挙げられている事業については、関連性があるので、新町としての必要性等を検討し、次回に本小委員会としての意見の統一を図る。

報告第26号

第6回新町まちづくり計画検討小委員会について

第6回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成16年7月6日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第6回新町まちづくり計画検討小委員会について

第6回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年6月21日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町まちづくり計画検討小委員会
委員長 井上 一郎

第6回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第6回新町まちづくり計画検討小委員会を6月16日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

17名

(2) 協議事項について

- 1) 新町まちづくりの基本方針について(報告)
- 2) 新町のまちづくり施策について(継続)
- 3) 公共的施設の統合整備について
- 4) 財政計画について

(3) 協議経過

- 1) 新町まちづくりの基本方針のうち「新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化」については、事務局より「地域内連携交流軸」の一部字句追加、「地域振興拠点」の一部字句並び替えの報告がなされ承認された。
- 2) 新町のまちづくり施策については、一部字句修正の意見があったが、8項目すべて確認された。
- 3) 公共的施設の統合整備については、提案どおり確認された。

- 4) 財政計画については、基本的な策定方針について確認され、一部字句修正、追加を行い全体会で協議することとした。
- 5) 今回までに確認された内容をまとめ3町長に報告し意向等を踏まえるとともに、事務所の位置等についても内容が決まり次第字句修正、追加を行うこととし、新町まちづくり計画(案)として全体会に報告することとした。

協議第43号

議会関係事務事業の取扱いについて

議会関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年7月6日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 議会関係事務事業の取扱い
<p>1 . 定例会の回数及び招集については、現行のとおり新町へ引き継ぐこととし、臨時会については、地方自治法の定めにより開催することとする。</p> <p>2 . 委員会種別と委員数については、新町の議会において定める。</p> <p>3 . 議会広報紙については、年4回発行し、全戸配布する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	議会関係事務事業の取扱い			協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町	
	<p>定例会・臨時議会</p> <p>1. 定例会 回数 年4回 招集月 3月, 6月, 9月, 12月</p> <p>2. 臨時会 自治法第102条3項に基づき、 必要があるときに随時</p>	同左	同左	
<p>委員会議</p> <p>1. 常任委員会(任期2年)</p> <p>(1) 構成 総務常任委員会(6人) 産業建設常任委員会(6人)</p> <p>(2) 開催方法 毎月1回程度開催している。 審議内容...付託事項及び所管に 関する調査事項等 説明員...町長、助役、教育長、 担当課長、担当副課長 議会事務局の体制...局長、係長出席 所管事務調査...各所管毎に行なう。</p> <p>委員会視察...テーマを決め、2泊3日 までで視察を行なう。 本会議での報告は行わない。</p> <p>2. 議会運営委員会(任期2年)</p> <p>(1) 構成 ... 4人</p> <p>(2) 開催方法 定例会・臨時会の開催3～5日前に開催</p> <p>審議内容...本会議の日程調整、議案 審議の調整を行う。</p> <p>説明員...総務課長他各担当課長 議会事務局の体制...局長出席</p>	<p>1. 常任委員会(任期2年)</p> <p>(1) 構成 総務文教常任委員会(8人) 産業建設常任委員会(8人) 議長は常任委員会に所属後、辞退する。</p> <p>(2) 開催方法 毎月1回程度開催している。 審議内容...付託案件、請願、所管に 関する調査事項。 説明員...所管課長、所管係長</p> <p>議会事務局の体制...局長、係長出席 所管事務調査...各所管毎に行なう。</p> <p>委員会視察...テーマを決め、2泊3日 までで視察を行なう。 本会議で委員会報告を行なう。</p> <p>2. 議会運営委員会(任期2年)</p> <p>(1) 構成 ... 5人 (副議長、各常任委員長、委員2人)</p> <p>(2) 開催方法 定例会、臨時会の開会一週間前には 開催。また必要に応じ随時開催している 審議内容...本会議の日程調整、議案 審議の調整を行う。</p> <p>説明員...総務課長 議会事務局の体制...局長、係長出席</p>	<p>1. 常任委員会(任期2年)</p> <p>(1) 構成 産業総務常任委員会(8人) 文教民生常任委員会(8人) 議長は委員会に所属後辞任する。</p> <p>(2) 開催方法 毎月1回程度開催している。 審議内容...付託案件、請願、所管に 関する調査事項 説明員...課長、係長、担当者、関係者</p> <p>議会事務局の体制...局長、次長出席 所管事務調査...テーマを決め1年を通して 調査する。 委員会視察...テーマを決め、1泊2日 までで視察を行なう。 本会議で委員会報告を行なう。</p> <p>2. 議会運営委員会(任期2年)</p> <p>(1) 構成 ... 6人(各常任委員長を含む)</p> <p>(2) 開催方法 定例会、臨時会の開会2、3日前及び 毎月1回(月末)開催している。 審議内容...本会議の日程調整、議案 審議の調整を行う。 (例月)翌月の行事予定について協議する。 説明員...総務課長 議会事務局の体制...局長、次長出席</p> <p>(3) その他 申し合わせで、常任委員会の委員長を委員 に含め、常任委員長は委員長からはずす。</p>		

参 考 資 料

協議項目	議会関係事務事業の取扱い		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
	議会広報紙	<p>1.議会単独で発行</p> <p>2.発行...年4回の定例会後、翌月末を目標 臨時号は、必要に応じて随時 発行部数 1,200部</p> <p>3.創刊年月日...昭和47年5月10日</p> <p>4.現在発行号数...第101号</p> <p>5.形式...広報型 全号2色刷り、表紙カラー</p> <p>6.配布先...全世帯・公共機関</p> <p>7.編集体制 (1)構成...議員(議会広報委員)4人、 事務局 (2)方法...特別委員会 「議会広報公聴活動調査特別委員会」</p> <p>8.議会広報委員会 (1)費用弁償の支給...有 (2)開催日数...1回あたり 閉会中2回 (3)委員の選出...議員の中から選出された 4人の委員</p>	<p>1.議会単独で発行</p> <p>2.発行...年4回の定例会後、30日以内 臨時号は、必要に応じて随時 発行部数 2,500部</p> <p>3.創刊年月日...昭和47年2月25日</p> <p>4.現在発行号数...第103号</p> <p>5.形式...広報型 白黒刷り3回、2色刷り1回</p> <p>6.配布先...全世帯・公共機関</p> <p>7.編集体制 (1)構成...議員(議会広報委員)5人、 議長、事務局 (2)方法...特別委員会 「議会広報公聴活動調査特別委員会」</p> <p>8.議会広報委員会 (1)費用弁償の支給...有 (2)開催日数...1回あたり 閉会中3回 (3)委員の選出...副議長、各常任副 委員長、各常任委員会から1名ずつ 任期2年で。</p>	<p>1.議会単独で発行</p> <p>2.発行...年4回の定例会後、翌月の第4木曜日 臨時号は、必要に応じて随時 発行部数 4,800部</p> <p>3.創刊年月日...昭和42年7月20日</p> <p>4.現在発行号数...第164号</p> <p>5.形式...広報型 全号2色刷り、1月号のみ表紙カラー</p> <p>6.配布先...全世帯・公共機関・ふるさと香住会員</p> <p>7.編集体制 (1)構成...議員(議会広報委員)7人、 事務局 (2)方法...特別委員会 「議会広報委員会」</p> <p>8.議会広報委員会 (1)費用弁償の支給...一部有り(居住地区による) (2)開催日数...1回あたり 会期中2回,閉会中3回 (3)委員の選出...各常任委員会から半数ずつ 申し合わせにより任期2年で、1年毎に半数 ずつ入れ替わる。</p>

参 考 資 料

協議項目	議会関係事務事業の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	愛媛県 久万高原町	<p>1. 定例会・臨時議会の開催状況 定例会の回数については、現行のまま新町に引き継ぐこととし、臨時会については、地方自治法の定めにより開催することとする。</p> <p>2. 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会 常任委員会、議会運営委員会の構成及び特別委員会の設置については、久万町の例(総務常任委員会、厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会)による委員会構成及び設置とすることとする。</p> <p>3. 議会広報 議会広報については、議会活動等を広く住民に理解していただくため、議会内に議会広報特別委員会を設置する等とし、新たな制度を設けることとする。</p>	
	富山県 南砺市	<p>1. 定例会の回数及び招集する月は、現行のとおりとする。 (回数:年4回、招集月:3・6・9・12月)</p> <p>2. 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、新市において定める。</p>	
	富山県 射水市	<p>1. 定例会の開催及び招集については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (回数:年4回、招集月:3・6・9・12月)</p> <p>2. 委員会種別と委員数については、新市の議会において定める。</p> <p>3. 議会広報等については、新市において調整する。</p>	

協議第44号

財産の取扱い(その2)について

財産の取扱い(その2)について提出する。

平成16年7月6日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	1 - (5)	財産の取扱い
財産区については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	財産の取扱い(その2)		協議細目
現況比較表		美方町	村岡町
	財産区	該当なし	該当なし
	<p>香住町</p> <p>1. 財産区の所在 <input type="checkbox"/> 佐津財産区...佐津・柴山地区 <input type="checkbox"/> 長井財産区...長井地区 <input type="checkbox"/> 余部財産区...余部地区</p> <p>2. 財産区管理方法(台帳等) <input type="checkbox"/> 佐津財産区と長井財産区は特別会計を持っており、財産管理している。 余部財産区は特別会計を持っていない。 長井財産区は財政調整基金を有している。 それぞれの財産区に財産一筆明細を作成し、台帳として管理している。</p> <p>昭和30年3月25日の町村合併時に設置</p>		

参 考 資 料

協議項目	財産の取扱い(その2)	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	朝来市	和田山町、山東町及び朝来町の財産区は新市に引き継ぐものとする。 また、生野町については、合併時に財産区(管理会)を設置し、新市に引き継ぐものとする。	
	豊岡市	合併の日の前日において、1市5町が保有する財産及び債務等は、すべて新市に引き継ぐ。 財産区に係る事務及び経費負担は、新市においても同様に対応する。	
	篠山市	4町の所有する財産、公の施設及び債務等は、すべて新市に引き継ぐものとする。 畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町名称の選定について協議する。

平成16年7月6日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	1 - (3)	新町の名称
新町名称応募結果に基づいて新町にふさわしい名称を選ぶため、第二次選定を行うこととする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

新町名称候補の第二次選定について

1. 第一次選定結果（平成16年4月28日に300作品の中から10作品を選定）

一覧表	名称表記	よみ
36	香住町	かすみ
45	かに力二町	かにかに
50	香美町	かみ
183	美香町	みか
191	美方町	みかた
199	美香村町	みかむら
213	美郷町	みさと
247	村岡町	むらおか
251	村香美町	むらかみ
263	矢田川町	やだがわ

2. 第二次選定における確認事項について

(1) 投票の方法

第一次選定10作品の中から各委員が2作品以内を投票し、集計の上、上位5作品を選定する。

投票は、「表記」と「よみ」をセットで投票する。

投票は無記名とする。

第1候補に記載された作品は2点、第2候補に記載された作品は1点として集計する。

集計の結果、第5作品前後の作品が同点となり複数となった場合は、その作品の中から各委員が1作品を投票する決選投票を行い、上位の作品から第2次選定に加えていくものとする。決選投票は第5位が確定するまで行う。

(2) 立会人の選出

議長が各町1名ずつ立会人を指名する。

(3) 投票

投票用紙配布

記入

投票（議長が一人ずつ委員氏名を読み上げ、順次投票する。）

(4) 結果の発表

上位5作品を50音順に発表する。

第一次選定10作品の意味又は理由について(抜粋)

名称表記	名称読み	名称の意味又は理由
香住町	かすみ	<p>産業振興を図るための対外的知名度の観点から 香住町の主要産業は、松葉がに、魚、水産加工食品を中心に「カニの町・香住」、「香住の魚・水産加工食品」は、京阪神の中央市場などで高く評価され、多くの地方で香住の名が浸透している。</p> <p>「カニスキ民宿発祥の地・香住」、「カニスキ民宿の町・香住」として京阪神はじめ、多方面から観光客が訪れ、観光面における香住の知名度は高い。さらに、山陰海岸国立公園のほぼ中央に位置する香住町は、海の町として夏は海水浴客も多く訪れている。</p> <p>二十世紀梨を中心に「香住の梨」は、昭和4年以降の歴史があり、兵庫県下でも有数の販売実績を誇りその知名度は高い。</p> <p>美しい香り住む町、きれいな町名です。</p> <p>3町の中で特に香住の地名は歴史的にも古く、又、産業的においてもカニ、観光面の応挙寺、海岸美等大きく知れ渡っています。新町名も一つの方法だと思いますが、せっかくある町名をより以上大事にし、残すことも必要だと思います。</p> <p>郡名に「美方」を残すことを条件とする。合併しても「町」のままの場合、一番大きな町名を使用することは止むを得ないのではないかと。</p> <p>妥協の産物の町名ではなく、現名で素晴らしい名前があるのだから、是非それを使うべきと思う。郡名はやはり、今の美方郡であることから考えれば町名は香住町しかない。</p> <p>観光業を営む者にとって「香住」というネームバリューが必要不可欠なものです。(「城崎」も同じです。)</p>
かにカニ町 香美町	かにかに かみ	<p>地域の特産を表す名称。</p> <p>香住の「香」と美方の「美」、香り漂う美しい町でありたいものです。</p> <p>香住町の(香)、村岡・美方町は昔、七美郡の(美)を。多可郡加美町があるが、合併でなくなる。</p> <p>海の香りと自然の山の美しさ。</p> <p>よい香りのする美しいきれいな町を意味。神(かみ)も意味する町。</p> <p>矢田川に沿って合併しようとしている両町の一字を大切に。</p>
美香町	みか	<p>美方郡の「美」、香住町の「香」をとり、香り漂う美しい町をイメージした。</p> <p>この町が「住む大」訪れる大に「つて」美しい香りの癒しの空間であるように。また、ここに「住む人も「美しく香る」人でありたいと願って。</p> <p>村岡・美方町は山や川が美しい。香住町は海の香りがする。</p> <p>美は美方町でなく、昔、こちらを七美郡といい、村岡に郡役所があったこと。峠越えをすれば二方といった時代の美です。</p>
美方町	みかた	<p>美しい名称 観光にもPRできる 役場を香住とした場合の美方町、村岡町の感情がやわらぐ、但馬牛のPRともなる。</p> <p>美方郡の名称の中心、3町合併で人口の少ない町名を残すことで美方町をたてる。「美方広域」として使われてきた。</p> <p>とても綺麗な響きと愛着のある名前だからです。</p> <p>美方郡の美方をとる。昔ながらの郡名をいつまでも残したい。3町が一つになるとよりいっそう、栄え発展し、美しい町となるのでは。</p> <p>明治29年七美(味)郡、二方郡民が思いを一つにして美方郡が生まれ、以来、但馬(美方)杜氏、但馬(美方)牛、幾多の名声を轟かせて現在に至った。美方の歴史、ふるさとを後世に残していただきたいの一念から。また、遠からずおきと思われる美方郡西部との合併を念願に、この際ぜひ美方町(市)と念願し応募させていただきます。</p> <p>山と海に囲まれた美しい町をイメージしました。</p> <p>三町が美しい町として栄え、発展していくため残しておきたい。文化と歴史をもつ町としてすばらしいと思う。</p>
美香村町	みかむら	<p>3町の頭文字を並べました。美しい香り立つ村(町)をイメージしました。美しい大自然を、海の潮風、壮大な海原、たくましい大地の町。</p> <p>美しく香りの村づくりの町。</p> <p>三つの町名が入って、新しい町をスタートさせるにはいいのではと思います。仲良く共に美しい山、美しい海を大切にしたいから。</p>
美郷町	みさと	<p>美は(三町)を意味し、郷は(山、海、湯)のあるところを意味する。</p> <p>美しいふるさとのイメージです。(里)でも良いと思います。海、山とも美しいまま残してほしいです。</p> <p>美方郡の二つの町と、かつて美含郡と呼ばれていた香住町がひとつになり、訪れた都会の人々が故郷に戻ってきたような気持ちになれる。自然も人の心も美しい郷の町になれば、そんな願いを込めて美郷町と名づけました。</p>

村岡町	むらおか	<p>近代行政地名で村岡の地名が歴史の上から無くなったことはない。美方郡の行政順位を見てもわかるように、藩(村岡県)のあったところが一番である。人口でものごとを考えるべきではない。</p> <p>歴史と重みを感じる。</p> <p>自治体の名称は切ったり、貼ったり組み合わせで決めるべきではない。江戸自体なら当然。又、今でもこの地域の名称は「村岡」でしかない。村岡藩以来郡政の中心であり「村岡」のみが歴史的に途切れることなく続いてきた。地域を包括する名称である。</p>
村香美町	むらかみ	<p>今回、合併する3町の頭文字を取ったもので、地理的にも語呂的にもわかりやすく、言いやすいと思う。</p> <p>それぞれ自分の故郷を忘れないで一生を過ごして行きたいと思います。合併を記念した名称。</p> <p>村岡の村、香住の香、美方の美、順次は呼びやすい。城下町村岡、スキーの町美方、海(カニスキ)の町香住。</p> <p>香りが美しい村(四季を通じて景色も変化し、自然の香り、魚の香りのある町)。三町の頭文字を残したいと思いました。</p> <p>山も川も美しい町、香りもさわやか美しい町。3町合併の頭文字を忘れず、後の世代に言い残せる。</p> <p>特色ある3町の合併、美しい山と清流、磯の香りに満ち溢れる町、村香美町。</p>
矢田川町	やだがわ	<p>美方町を源に、村岡町から香住町へと街の中心部を流れる矢田川は、新町の顔であります。それにふさわしい全住民一丸での街づくり意欲の表現。</p> <p>美方、村岡、香住と流れる矢田川のように清く、美しい町になるよう願いをこめて。</p> <p>合併の大前提として矢田川流域で合併を協議しているので、土地、地域、人、従来より人みな水(川)のもと生活してきた背景より、過去の各町の私的利益を捨て、人の原点にもどりシンプルな名称でよいと考える。</p> <p>川と名づけた町は県下で五町ある。旧村岡、香住、美方の文字を新町名につけることは不可能と思われる。とすると、旧三町をアピールする名称としては「矢田川」が適当と判断します。合併後の公的機関、例えば、矢田川町村岡 所...等、矢田川町美方、矢田川町香住。香住町は、村岡町と美方町という二つのヒンターランドを持ち、今日まで発展してきた町である。故に自然の摂理による三町の関係は人為的に簡単に変えられるものではない。</p> <p>奥深い自然が秘境の里(つちの子、里)に豪雪の流水は、矢田川へ流れ魚介類に豊富なエネルギー源を供給し日本海にそそぐ。一方交通面は、新設により四季を通じ観光客誘致に海水浴、民宿、商工業の活発化、文化面に古代人の遺跡、国重文、応挙収蔵庫、資料館並びに魚類剥製センター等観光資料、海産物販売、朝市等のPRに三町の特色をあらわすにふさわしい町名と考える。</p> <p>矢田川及びその支流に沿った町である。昨今、川が汚れてきているが矢田川は鮎の住む川、子供の水遊びのできる川になっている。その川とともに地名も美しく3町民心清く合併を喜び、新町の誕生を希望いたします。</p>

報告第27号

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成16年7月6日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年7月6日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤 原 久 嗣

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について

第10回新町の事務所の位置等検討小委員会を7月6日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

15名

(2) 協議事項

庁舎の位置について（継続）

(3) 協議経過

- ① 庁舎の位置に関して、前回、継続して協議することとなった支所の呼称、本庁機能の分散配置については、次のとおり確認された。
 - ㉑ 支所の呼称については、支所が住民に密着した業務や地域振興業務等幅広い業務を掌ることから「地域局」と称することとする。
 - ㉒ 新町の海側地域と山側地域のバランスある発展を図るため、村岡地域局には、本庁機能の一部を分散して配置することとし、配置する部門については、村岡町が要望する農林、保健福祉及び教育委員会をもとに町長会で別途、前向きに協議することとする。

- ② 前回、委員から説明が求められた、地域の最重点課題として挙げられている事業の内容については、各町の説明を受け、質疑を受けた後、本小委員会としては前向きに進めていく事業であるとの確認を行った。

- ③ 本小委員会において、庁舎の位置に関するまとめを次のとおりとし、全体会に報告することとした。
- ① 新町の事務所の位置は、城崎郡香住町香住字門前1595番地の3（現香住町庁舎）とする。
 - ② 美方町、村岡町の各現庁舎に支所を置き、「地域局」と称する。
 - ③ 「地域局」は、住民生活に密着した業務や地域振興業務等幅広い分野の業務を担うものとする。
 - ④ 現村岡町庁舎に本庁機能の一部を分散して配置する。配置する部門は、村岡町が要望する農林、保健福祉及び教育委員会をもとに町長会で別途、前向きに協議するものとする。
 - ⑤ 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。
 - ⑥ 現香住町庁舎は移転が必要であるため、香住町内の「地域高規格道路」香住IC周辺の適地に新築することとし、速やかに建設に着手するものとする。

協議第 4 5 号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成 1 6 年 7 月 6 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	1 - (4)	新町の事務所の位置
<p>1 . 新町の事務所の位置は、城崎郡香住町香住字門前 1 5 9 5 番地の 3 (現香住町庁舎) とする。</p> <p>2 . 美方町、村岡町の各現庁舎に支所を置き、「地域局」と称する。</p> <p>3 . 「地域局」は、住民生活に密着した業務や地域振興業務等幅広い分野の業務を担うものとする。</p> <p>4 . 現村岡町庁舎に本庁機能の一部を分散して配置する。配置する部門は、村岡町が要望する農林、保健福祉及び教育委員会をもとに町長会で別途、前向きに協議するものとする。</p> <p>5 . 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。</p> <p>6 . 現香住町庁舎は移転が必要であるため、香住町内の「地域高規格道路」香住 IC 周辺の適地に新築することとし、速やかに建設に着手するものとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議